

交対協 第 21 号
令和 4 年 5 月 30 日

埼玉県交通安全対策協議会各委員 様

埼玉県交通安全対策協議会
会長 埼玉県知事 大野 元裕
(公 印 省 略)

交通死亡事故多発警報の発令について (通知)

交通安全対策の推進について、日頃から御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県内における5月中の交通事故死者数が10人に達したことから、埼玉県交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱(以下「要綱」という。)第3条に基づき、交通死亡事故多発警報が発令されました。

本年の県内の交通事故死者数は5月25日現在47人で前年同日比1人減少しているものの、都道府県別でワースト4位となるなど、大変厳しい状況にあります。

また、交通事故死者に占める65歳以上の高齢者の割合は6割以上の31人、そのうち歩行中の死者は20人と多発しております。

委員各位におかれましてはこうした県内の交通死亡事故の実態を踏まえ、要綱第4条の別表に掲げる推進事項をはじめとした交通事故防止対策、特に、職員、従業員の皆様をはじめ、関係する企業や団体の方々に対し、ドライバーは高齢者への思いやりのある運転に努めることなどについて積極的な情報発信を行っていただきますようお願い申し上げます。

記

○ 多発警報の発令期間

令和4年5月30日(月)から令和4年6月12日(日)までの14日間

《担 当》

埼玉県交通安全対策協議会事務局 田嶋
(埼玉県県民生活部防犯・交通安全課内)
電 話 048-825-2011
FAX 048-830-4757
E-Mail a2950-09@pref.saitama.lg.jp